HIKARI 光通信・知財の窓
6月号
－光内外特許事務所－
所長・弁理士 中谷 光夫
東京都中央区八丁堀3-12-5 九管ビル５F
TEL:03-6410-5553 FAX:03-3555-7785
hikari.naigai@mbr.nifty.com
http://www.hikari-naigai.com/
2013・6・10

2012年の出願・登録件数 ▽特許庁▽

特許、意匠、商標、前年より増加

特許庁は2012年の特許、実用新案、意匠、商標の出願件数と登録件数を過去10年分の件数とともに公表した。

出願件数については、特許342,796件（前年比100.1％）、実用新案8,112件（同101.6％）、意匠32,391件（同105.1％）、商標119,010件（同110.1％）となり、いずれも前年を上回った。特に特許出願件数は、2006年以降、毎年減少が続いていたが、2011年に0.6％減でほぼ下げ止まり、2012年は0.1％ではあるが増加となった。

登録件数については、特許274,791件（前年比115.3％）、実用新案8,054件（同106.0％）、意匠28,349件（同107.9％）、商標96,359件（同107.9％）となり、こちらも、いずれも前年を上回った。特に特許は2006年以降、毎年増加しており過去最高件数となった。

グローバル知財戦略 ▽知的財産研究所▽

日本企業の知財、自前調達に偏り

特許庁の外郭団体である知的財産研究所は、国内外企業を対象とした調査をもとに、グローバル知財戦略に関する提言をまとめた。

それによると、日本企業は欧米企業に比べて知財の獲得が自前での調達に偏っており、知財の活用では訴訟やライセンスに消極的なことが分かった。

直近10年で知財の獲得を目的としたM&A（合併・買収）の有無を聞いたところ、米国企業の60％、欧州企業の54％がそれぞれ「増えた」と答えた一方、日本企業は19％だった。海外企業・大学との共同研究については、米国企業の50％以上、欧州企業の40％以上がそれぞれ「増えた」と答えたが、日本企業は約20％にとどまった。

知財の活用面でも欧米企業との違いが目立つ。自社特許の侵害品を海外で発見した場合、欧米企業の20～25％が「提訴する」と答えたのに対し、日本企業は2.5％だった。侵害品発見を機にライセンスを持ちかける割合も欧米は15％程度あったが、日本は９％だった。

同研究所は「日本企業は知財を自前で獲得し、防衛目的で蓄積してきた。今後は外部から知財を調達することにも力を入れるべきだ」と提言している。

省エネや再生エネルギー ▽特許庁▽

注目10技術分野の特許出願動向

特許庁は社会的に注目されている技術分野について毎年、特許出願技術動向調査を実施しているが、平成24年度には、エネルギー関連技術やクールジャパンという観点から10テーマを選定し、特許の出願動向調査を実施した。

10技術分野は、①太陽電池、リチウム二次電池、③高効率照明、④スマートグリッドを実現するための管理・監視技術、⑤パワーコンディショナ、⑥タッチパネル利用を前提としたGUI（グラフィカルユーザーインターフェース）、⑦磁性材料、⑧人工光合成、⑨光エレクトロニクス、⑩インスタント麺。

今回の10分野に関しては、日米欧中韓台への出願件数は、いずれの分野でも日本勢からの出願が多く、比較的低い高効率照明のLED照明でも24％、多くのテーマでは、30％から60％が日本勢からの出願となっている。エネルギー技術分野を中心に日本が出願シェアで圧倒的に優位にあり、技術開発力が高いということが確認できた。

一方で、出願人ランキングを見ると、LED照明、リチウム二次電池、GUIといった消費者向けの製品に近い技術分野においては、これまでランキング外であった韓国や台湾の企業が上位に入っており、近年、急速に技術開発力を伸ばしていることが明らかとなった。

特許法第29条第１項第１号（公然知られた）の意味

解説　**特許権侵害差止請求事件（大阪地方裁判所・平成22年（ワ）第10064号　平成24年10月４日判決言渡）**

第１　事案の概要

原告及び被告は、何れもトンネル建設機械、等の製造販売、等をしている会社である。

原告は特許１「内型枠構造」、特許２「外型枠構造」の特許権者である。被告は被告特許１～４の特許権を有する者である。被告特許３は「トンネル用コンクリート打設方法及びその装置」である。

原告の請求

被告の行為は夫々原告特許1、２を侵害するものであるとして、被告製品の製造、販売、貸し渡しの差止めと、被告製品及び半製品の廃棄を求め、侵害の損害賠償の一部として2200万円を請求した。

第２　主な争点

(a) 原告特許１が無効であるか
(b) 被告製品２の原告特許２に関する均等侵害が成立するか
(c) 原告製品・原告方法が被告特許の技術的範囲に属するか
(d) 被告特許が無効であるか
(e) 被告特許権について、原告は先使用による通常実施権を有するか
(f) 損害額。

原告の請求は多岐にわたるが、被告は、原告が特許出願前に実施した工事及び当該工事に関する図面等によって原告特許１は出願前に公知となっており、無効である旨主張した。この解説では、この点に関する裁判所の判断についてのみ解説し、他は省略する。

第３　判決

被告は、別紙物件目録１記載の製品及びその半製品を製造し、販売又は貸渡してはならない。

被告は別紙物件目録１記載の製品及びその半製品廃棄せよ。

被告は原告に対して、636万円を支払え。

原告による別紙物件目録３記載の製品について、被告は被告特許３に基づく差止請求権を有しないことを確認する。

原告のその余の請求は何れも棄却する。

第４　裁判所の判断

原告特許1の無効理由の存否

・（1）乙４図面に基づく新規性の欠如の有無

ア　乙４図面の公開による出願前公知の有無（法29条1項1号）

被告は、乙４図面に原告特許発明1の発明が全て開示されており、情報公開法により公開されている結果、乙４図面に記載された発明は、原告特許１出願前に公然に知られた発明であると主張する。

乙４図面は平成15年12月に作成された、祝園貯蔵庫工事に際して作成されたセントルの完成図面（概略構造図）であり、被告が、情報公開請求により入手し、提出したものであって、第三者にも入手可能であったことが認められる（乙４の1・2）

しかし、法29条１項1号による「公然知られた」とは、秘密保持義務のない第三者に実際に知られたことをいうと解されるところ、乙４図面が、原告特許１の出願日（平成17年９月27日）前に情報公開請求により第三者に対して開示されたことを認めるに足りる証拠はなく（甲33の1・2によると、開示された事実はなかったことが認められる。）、他に、乙４図面が上記出願日前に公然知られたことを窺わせる事実の主張，立証もない。

しかも、乙４図面は上述した通り概略構造図であり、開閉窓より内側の収納位置から、開閉窓より先端部が突出する使用位置まで移動可能に設けられた足場形成部材が存在するかどうかまでを読み取ることは困難である。

従って、乙４図面が情報公開の対象文書になっていたことのみを理由に、法29条１項1号の適用があるとは言えない。

イ　乙４図面の刊行物該当性（法29条1項3号）

また、被告は、乙４図面をもって、情報公開法により公開されるべき文書であるから、情報公開法による情報公開請求が可能になった時点から、法29条1項3号の刊行物に該当すると主張する。

しかし、法29条1項3号の「刊行物」とは「公衆に対し、頒布により公開することを目的として複製された文書・図書等の情報伝達媒体」をいうところ。乙４図面は、頒布により公開することを目的として複製された物とは言えない（請求があれば、その都度複製して交付することをもって、頒布と言うことはできない。）。

従って、乙図面４を「頒布された刊行物」であると言うことはできず、法29条１項３号の適用があるとは言えない。

前記（1）アで述べたとおり、法29条1項1号の「公然知られた」と言うためには、実際に、守秘義務を負わない第三者によって知られたことを要するところ、祝園貯蔵庫工事が実施されたことにより、同条項に該当する事態が発生したと認めることはできない。

第５　考察

本件は、特許法29条１項1号（公然知られた）の意味に関する下級審の判例である。

また、特許法第29条第１項第３号の「刊行物」とは、「公衆に対し、頒布により公開することを目的として複製された文書･図書等の情報伝達媒体」をいうとして、情報公開法の対象文書となっただけでのものは刊行物に当たらず、秘密性が失われることはなく、公開請求手続をして、実際にこれを見た人がいない限り、秘密性を脱したことにならないことが、ハッキリした事例である。

今後の実務の参考になる部分があるかと思われるので、紹介した。

以上

中小企業外国出願支援事業
実用新案、冒認対策商標も対象

平成25年度　特許庁

特許庁は地域の中小企業の外国出願促進のために、外国出願にかかる費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等）の一部を補助する「地域中小企業外国出願支援事業」の対象に、平成25年度から新たに「実用新案出願」と「冒認対策を目的とした商標出願」を加えたと発表した。これらの内容を盛り込んだ新たな「外国出願補助金」のパンフレットも公開した。

本支援事業の応募資格は、各府県の中小企業支援センター管内に事業所を有している「中小企業者」または「中小企業者で構成されるグループ」で、特許庁に対して、特許、実用新案、意匠、商標を既に行っており、採択後に同内容の外国出願を年度内に予定していることとなっている。

選定要件は、「外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること」「外国で権利成立した場合、権利を活用した事業展開、または冒認出願対策としての権利活用の計画があること」、「先行技術調査などから権利取得の可能性が否定されない出願であること」となっている。

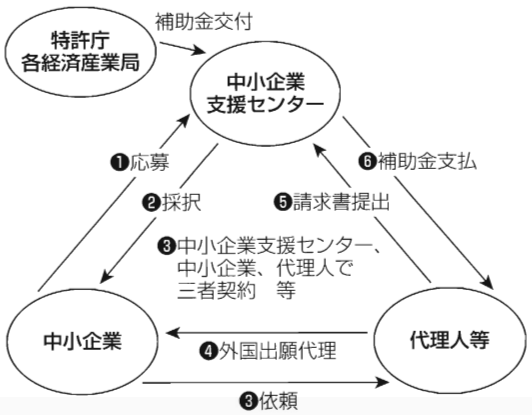

補助対象費用は、外国特許庁への出願料、外国出願に要する代理人費用（現地・国内）、翻訳費用等となっており、補助率は１／２以内、複数案件の場合は１企業当たり上限額300万円、案件ごとの上限額は、特許：150万円、実用新案、意匠、商標：60万円、冒認対策商標：30万円となっている。

本支援事業についての応募や採択、補助金の支払いは、各府県の中小企業支援センターを通じて行わる。パンフレットには、各府県の中小企業支援センターの住所や電話番号が記載されているが東京都や沖縄県は独自の支援制度を設けおり、これら資料に掲載されていない。

詳しくは特許庁HP
http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_gaikokusyutugan.htm

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

「大学知財群活用プラットフォーム」が発足

東京理科大など10機関

東京理科大学や産業技術研究所など10機関が組織する任意団体「大学知財群活用プラットフォーム」が設立された。

「大学知財群活用プラットフォーム」は、大学やTLO（技術移転組織）などが持つ特許などの知的財産を特定技術分野ごとにポートフォリオ化することで「知財群」を形成し、社会ニーズ、企業ニーズに対して具体的な解決アプローチを提供する活動を行う。

具体的な活動は、「企業ニーズ対応型ワーキング活動」と「大学発製品開発提案型ワーキング活動」の２種類の技術移転活動である。

「企業ニーズ対応型ワーキング活動」は、企業からのニーズの提供を受けて、会員大学などが当該ニーズを実現するための知的財産や研究ノウハウを提示する。この提示をうけて、企業の具体的なニーズに対応することのできる特許、およびノウハウ等を含む「知財群」を形成する。形成された「知財群」を基盤に、企業は知財群を提供した大学などと共同研究や委託研究を実施することで、企業の製品開発・技術開発を加速させることを目指す。

「大学発製品開発提案型ワーキング活動」は、社会ニーズや市場動向を踏まえて、大学からの特許およびノウハウ等を含む「知財群」を形成する。この「知財群」をもとにした製品開発を、企業に対して提案していく。大学発でつくられた知財群をもとに、希望する企業と共同研究や委託研究を実施したい考えだ。

審　決　紹　介

別掲商標は、請求人の取扱いに係る商品「清酒」との関係及び特徴的な書体により、当該商品について著名な「久保田」を認識させ、自他商品識別機能を有する、と判断された事例（不服2012-12081、平成24年10月24日審決、審決公報第156号）

別掲〈本願商標〉

久保田
KUBOTA

1　本願商標

本願商標は別掲の通りの構成からなり、第33類「日本酒，洋酒，果実酒，中国酒，薬味酒」（その後、「清酒」に補正）を指定商品として、平成23年6月30日に登録出願されたものである。

2　原査定の拒絶の理由

原査定は、「本願商標の構成中、上段の『久保田』の文字は『姓氏の一つ』であり、『久保田』の姓氏は我国において多数存在するありふれた氏と認められる。また、当該『久保田』の文字に使用されている毛筆体の書体は特殊な書体として注目されたり、強い印象を与えたりする程の特徴はなく、さらに、本願に係る指定商品を取り扱う業界において、数多く使用され、特徴的なものとはいえないので、普通に用いられる形態であると言え、日常の商取引において姓氏を表す場合には、漢字のみに限らず、平仮名、片仮名又は欧文字で表示する場合も少なくないから、本願商標の構成中、下段の『KUBOTA』の文字は上段の姓氏の『久保田』を欧文字で表記したものと容易に理解されるものである。そうとすると、本願商標はありふれた氏を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であって、商標法第3条第1項第4号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3　当審の判断

本願商標は別掲の通り、毛筆体の手書き風に書された『久保田』の漢字を横書きに書し、下段に『KUBOTA』の欧文字を書してなる処、構成中、上段の『久保田』は1文字目の「久」が、他の漢字よりも太く書され、さらに、2文字目の「保」の人偏は、やや崩した特徴を有するものである。

そして、当該「久保田」の文字は前記特徴的な書体をもって、請求人の取扱いに係る商品「清酒」に使用して、著名な商標と認められるものである。

そうとすると、本願商標を指定商品に使用するときは、取引者、需要者をして、単なる姓氏「久保田」を認識させるというよりは、むしろ、その指定商品「清酒」との関係及びその特徴的な書体から、請求人の取扱いに係る商品「清酒」に使用して著名な「久保田」を認識させるものである。

してみれば、本願商標は指定商品に使用しても、ありふれた氏を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標とは言えず、自他商品の識別機能を果たし得るものである。

従って、本願商標が商標法第3条第1項第4号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、妥当でなく、取消を免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論の通り審決する。

商標「国鉄」は、日本国有鉄道公社が民営化されて25年経過し、既に存在していないから、取引者・需要者をして国鉄と何等かの関わりがあったかの如く誤信させる虞はないし、これを登録することが商取引の秩序を害し、社会的妥当性を欠くとは言えない、と判断された事例（不服2012-8110、平成24年11月9日審決、審決公報第157号）

1　本願商標

本願商標は「国鉄」の文字を標準文字で表してなり、第14類に属する願書に記載の通りの商品を指定商品として、平成23年４月８日に登録出願、その後指定商品については補正されている。

2　原査定の拒絶の理由の要点

原査定は「本願商標は『国鉄』の文字を標準文字で表してなる処、該文字は1947年に独立採算の企業的立場で従来の鉄道省・運輸省等による政府直営事業を引き継いだ公共企業体である『日本国有鉄道公社』の著名な略称であり、1987年４月に民営化、その事業は七株式会社に分割して継承されたが、現在もなお日本国有鉄道公社の略称として広く国民一般に知られており、国鉄時代の車両備品や土産物、周遊券・指定券・入場券等の商取引が行われ、国鉄時代を内容とする季刊誌も発行されている。してみれば、本願商標を指定商品に使用した場合、日本国有鉄道公社と関わりがあったかの如く需要者、取引者を誤信させる虞が少なからずあるから、かかるものを商標として採択、使用することは商取引の秩序を害する虞があると言わざるを得ない。従って、本願商標は商標法第４条第１項第７号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3　当審の判断

本願商標は「国鉄」の文字を標準文字で表してなる処、これはかつて存在した「日本国有鉄道」の略称であるが、日本国有鉄道は1987年に民営化されてから既に25年経過しており、今日において「国鉄」が当時の日本国有鉄道を表すことは理解されるとしても、日本国有鉄道が既に存在していないから、指定商品「時計」との関係において、請求人が本願商標を使用したとしても、鉄道を運営していた日本国有鉄道と関わりがあったかの如く、取引者、需要者が誤信する虞があるとは言い難い。

してみれば、本願商標を指定商品に使用しても、取引者、需要者にその商品が日本国有鉄道と何等かの関係を有する者の商品であるかの如く誤信させる虞があるとは言えず、これを登録することが商取引の秩序を害し、社会的妥当性を欠くということはできない。

したがって、本願商標が商標法第４条第１項第７号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、妥当でなく、取消を免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論の通り審決する。

お　し　ら　せ

◉商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権	
昭和28年	商標登録第 434437号～第 436284号
〃 38年	〃　第 628194号～第 630475号
〃 48年	〃　第1040492号～第1044597号
〃 58年	〃　第1630210号～第1638614号
平成５年	〃　第2594601号～第2604600号
平成15年	〃　第3371456号～第3371456号
平成15年	第4723768号～第4730439号
各年の11月1日～11月30日までに設定登録された商標権	

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前６ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。

商標権存続期間更新登録申請に際しては、更新登録申請書を提出し、この申請書に登録料を表示し、又は登録料を添付します。（尚、存続期間経過後６ヶ月は登録申請できます）。

平成９年４月１日から更新登録手続が変わりましたので、ご注意下さい。更新登録申請について疑問点などがございましたならば、お知らせ下さい。

（明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい）

◉特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から３年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成22年７月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは６月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたならばお問合せください。

◉特許料等の減免制度

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学等を対象に、審査請求料と特許料（第１年分から第10年分）の納付について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。減免を受けるための要件、手続等の詳細は、以下の特許庁HPでご確認ください。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm

◉特許、商標の出願状況（推定）

	特　許	商　標
25年２月分	26,302	9,252
前　年　比	88%	93%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm